

地域貢献活動ガイドライン（案）

平成 21 年 月

宮 城 県

目 次

はじめに

- 1 地域貢献活動の位置付け
- 2 地域貢献活動公表制度の意義
- 3 地域貢献活動の手続きの流れ
- 4 地域貢献活動事例について

はじめに

この「地域貢献活動ガイドライン」は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年宮城県条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により知事が定める「特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき策定するものです。

1 地域貢献活動ガイドラインの位置付け

都市機能の一つとして多くの人を集めることを目的とする集客施設は、消費者・生活者である地域住民と密接な関わりを有し、まちづくりや地域コミュニティなどに対する大きな影響を及ぼすことから、積極的に地域に貢献し、地域の抱える様々な課題解決に向けた取組みの一翼を担うことが求められています。

そこで本県では、集客施設が市町村、地域の住民等関係者と連携し積極的に地域貢献活動を行うことを促進するため、県内の集客施設が行う活動についての手引書として「地域貢献活動ガイドライン」を定めました。

この「地域貢献活動ガイドライン」では、地域貢献活動の手続きの流れと、県として集客施設に期待する地域貢献活動の事例を示しています。事例は、すべての取組みを求めるものではありませんし、また、記載のない内容に取組むことを妨げるものではありません。集客施設の立地地域の状況、要望に応じた取組みを検討する上での参考として活用してください。

また、コンパクトで活力あるまちづくりの推進においては、集客施設に限らず、個々の住民を含め、まちづくりに関わるすべての人々の役割が重要です。地域貢献活動事例が、集客施設の設置者以外の方にとっても、それぞれの視点を活かした自発的な取組みの参考となることを期待しております。

2 地域貢献活動公表制度の意義

集客施設のうち、一定規模以上の特定大規模集客施設については、まちづくりに大きな影響を与えることから、条例により、地域貢献活動計画の提出、実施状況報告の制度が設けられています。

この制度は、特定大規模集客施設の地域貢献活動について県からも公表することで、特定大規模集客施設と地域とのつながりの強化や、地域と一体となった取り組みを支援することをねらいとしています。特定大規模集客施設がその業種、業態の特徴を活かしながら、地域の一員として活躍されることを期待しています。

集客施設：面積にかかわらず、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるもの（場内車券売場及び勝舟投票券発売所）に供する建築物をいいます。

特定大規模集客施設：集客施設のうち、床面積の合計（※）が一万平方メートルを超えるもの又は店舗面積の合計が六千平方メートルを超えるものをいいます。

※劇場・映画館・演芸場・観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分の面積に限ります。

3 地域貢献活動の手続きの流れ

（1）特定大規模集客施設に該当しない集客施設

特定大規模集客施設に該当しない集客施設の設置者は、既存の施設であるかこれから新設する施設であるかに関わらず、県に対する地域貢献活動計画の提出、実施状況の報告は必要ありません。

各設置者が自主的に、地域貢献活動の実施に努めるとともに、その実施状況を、当該集客施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めてください。

（2）特定大規模集客施設

イ 条例の施行日（平成22年1月1日）に既に特定大規模集客施設を設置している場合

（イ）地域貢献活動計画の提出

○ 初回の提出

条例施行日から起算して3カ月を経過した日（平成22年4月1日）までに、平成22年4月1日が属する事業年度からその翌々事業年度までの期間（3事業年度）の地域貢献活動計画書を提出してください。

○ 2回目以降の提出

初回の地域貢献活動計画書を定めた期間（3事業年度）満了後の3事業年度を1期とする地域貢献活動計画書を、その期間が開始する日までに提出してください。

以降、3事業年度ごとに、その期間が開始する日までに地域貢献活動計画書を提出してください。

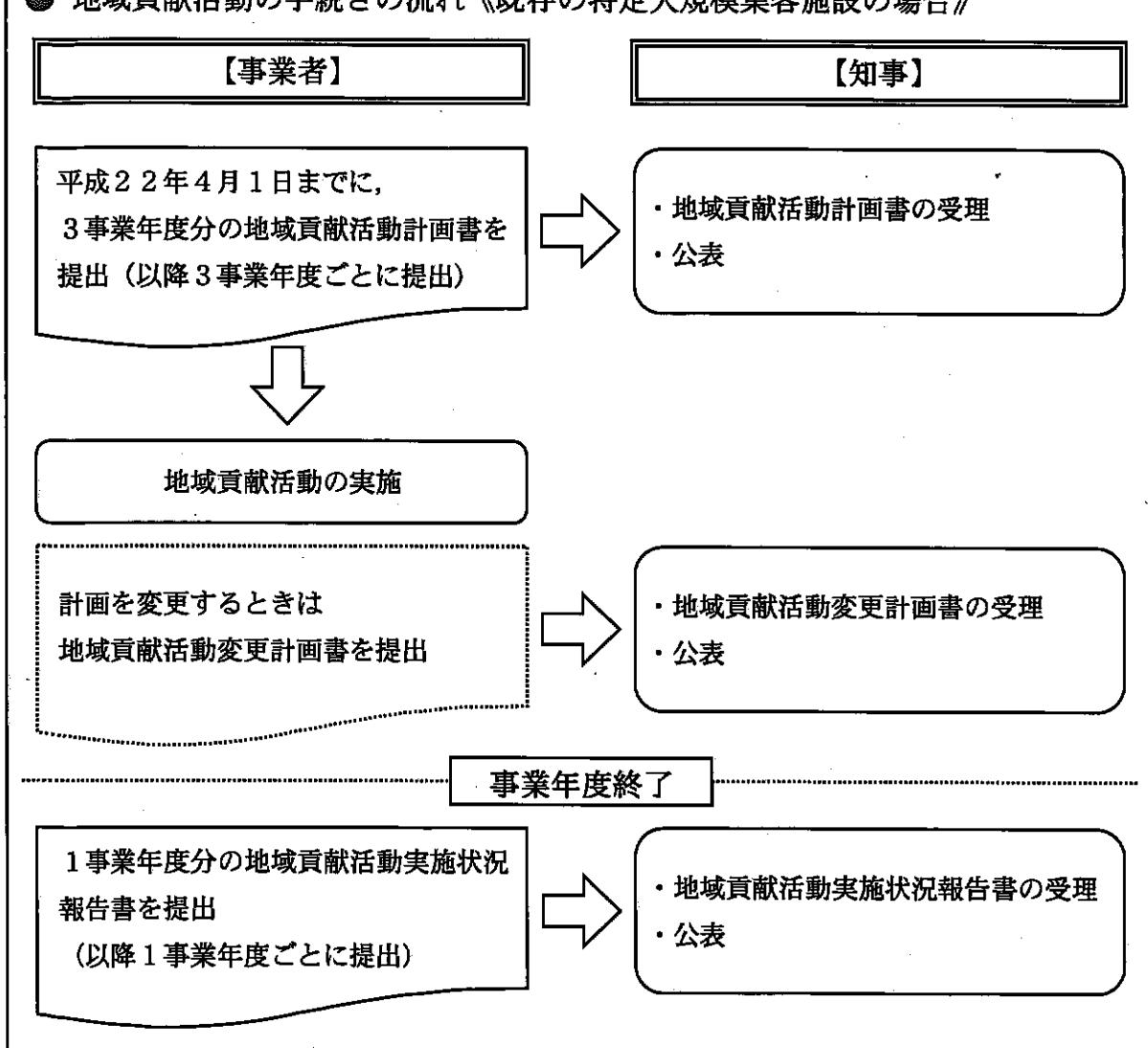
○ 地域貢献活動計画の変更

地域貢献活動計画を変更しようとするときは、速やかに、地域貢献活動変更計画書を提出してください。

(口) 地域貢献活動実施状況報告書

毎事業年度の終了後、1事業年度ごとに、地域貢献活動実施状況報告書を提出してください。

● 地域貢献活動の手続きの流れ《既存の特定大規模集客施設の場合》



□ 特定大規模集客施設を新設する場合

(イ) 地域貢献活動計画の提出

○ 初回の提出

営業を開始する日までに、営業を開始する日の属する事業年度からその翌々事業年度までの期間（3事業年度）の地域貢献活動計画書を提出してください。

地域貢献活動計画の作成に当たっては、説明会で寄せられた意見や、市町村・住民の意見として知事から通知された内容に配慮してください。

○ 2回目以降の提出

初回の地域貢献活動計画書を定めた期間（3事業年度）満了後の3事業年度を1期とする地域貢献活動計画書を、その期間が開始する日までに提出してください。

以降、3事業年度ごとに、その期間が開始する前までに地域貢献活動計画書を提出してください。

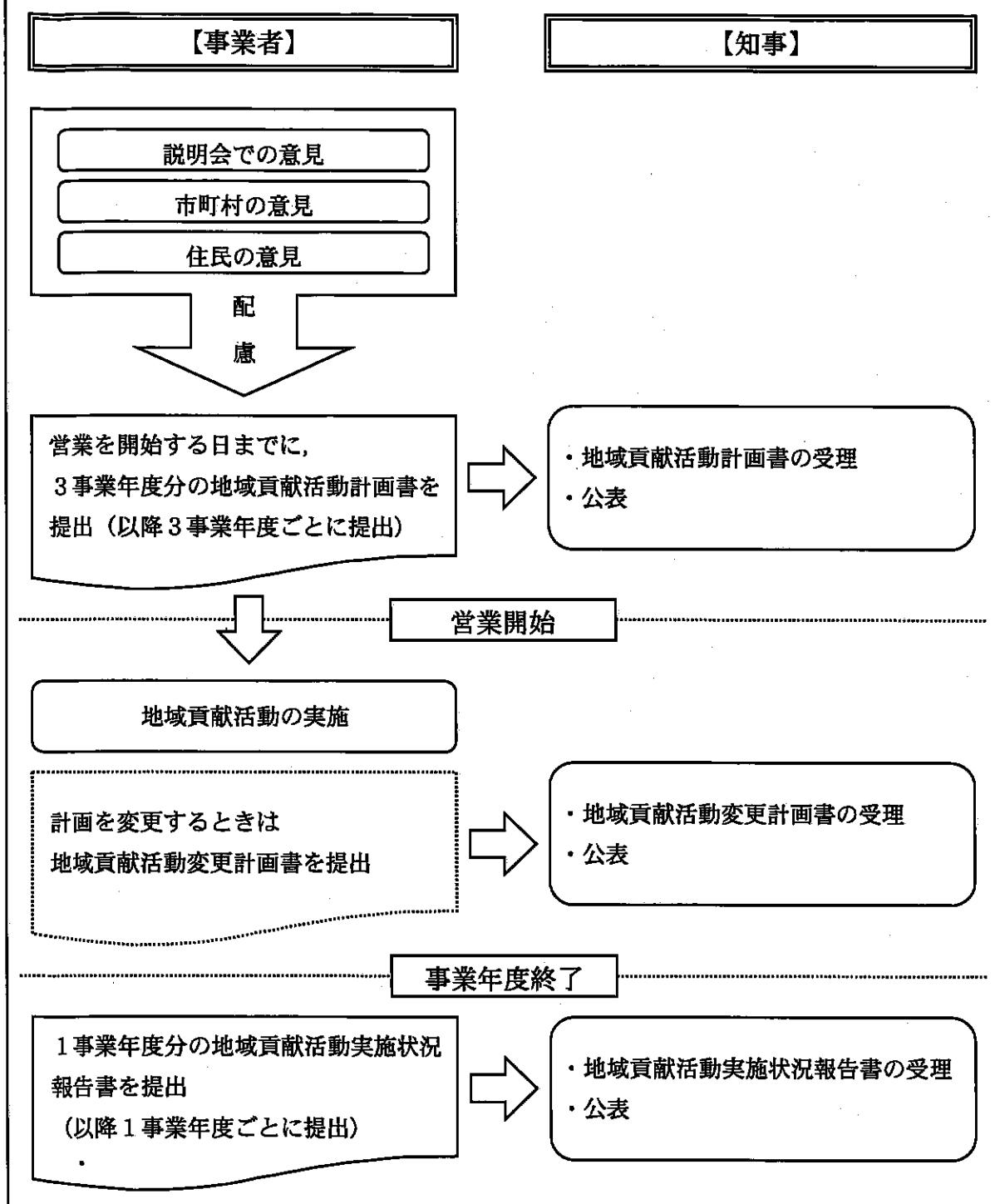
○ 地域貢献活動計画の変更

地域貢献活動計画を変更しようとするときは、速やかに、地域貢献活動変更計画書を提出してください。

(ロ) 地域貢献活動実施状況報告書

毎事業年度の終了後、1事業年度ごとに、地域貢献活動実施状況報告書を提出してください。

● 地域貢献活動の手続きの流れ《新設の特定大規模集客施設の場合》



4 地域貢献活動事例について

本章は、地域貢献活動の実施にあたっての参考として、地域貢献活動事例の一例を挙げたものです。

下記の事例以外にも、地域の実情にあわせた様々な地域貢献活動に取り組むことが期待されます。

また、地域貢献活動の実施にあたっては、その実施状況について地域にとってわかりやすい形での公表等が望まれることから、その活動の内容によっては具体的な目標の設定などが期待されます。

なお、地域貢献活動計画書等の作成にあたっては、既存の施設については、これから新たに実施する地域貢献活動のほか、これまで実施してきた活動のうち今後も継続的に実施する活動についても、その内容として盛り込むことができます。

(1) 地域づくりへの取組への協力

- 自治体が進める地域づくりへの協力
- 中心市街地活性化の取り組みへの協力
- コミュニティスペースの提供
- 周辺地域における歩道・街路灯の設置や街路樹等緑化への協力
- 歩いて暮らせるまちづくりへの協力
- 商店街が実施するイベントへの協力
- 地域づくり・地域振興等に取り組む団体等への協力
- 祭りや各種行事を実施する自治会等への協力
- 商工会議所・商工会・商店会等への加入・協力
- 地域における活動に対する助言、情報提供
- 自治体への事前の情報提供
- 後継店の確保、施設・土地の有効活用への協力
- 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止
- 再利用可能な建物の建築、施設解体への協力
- 地域環境・地域景観との調和
- 情報公開の推進
- 地域貢献活動担当部署等の設置
- 地域住民等との協議会の設置

(2) 地域と連携した地域経済活性化の推進

- 商店街が実施するイベントへの協力(再掲)
- 商工会議所・商工会・商店会等への加入・協力(再掲)

地域における活動に対する助言、情報提供(再掲)
地元事業者との取引促進、地元商業者のテナント入居促進
地元商業者の研修の機会の提供・協力
地元產品コーナー設置など、地元產品の積極的なP.Rと販売促進
自治体による地産地消の取り組みへの協力
県内の商工業者が行う商品開発等に対する支援
店舗建築にあたっての県産財の積極的な活用
地域及び県内からの雇用の促進
安定的雇用の確保
職業訓練教育の積極的な推進
ゆとりある勤労者生活の確保（週休二日、年末年始休暇等の取得促進、育児・介護休業制度活用の促進、従業員の福利厚生の向上）
インターンシップの受け入れ
後継店の確保、施設・土地の有効活用への協力(再掲)
従業員の雇用の確保
取引先企業に対する対応

- (3) 子ども、若者、高齢者、障害者等も含めた生活者への配慮
「体験学習」の場の提供についての協力
障害者施設・作業所等の取り組みへの協力
障害者雇用の促進
少子化対策・男女共同参画の推進（高齢者、結婚や出産により退職した女性等の再雇用、母子家庭の母の雇用）
自治体の次世代支援策への積極的参加
乳幼児対策
託児所の設置
ユニバーサルデザインの導入
物販を通じたユニバーサルデザインの普及への取り組み
地域商店街等へのユニバーサルデザインの普及への協力
トレーサビリティの実施
「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」への参加
加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供
情報公開の推進(再掲)
車を運転しない人への配慮、公共交通への配慮

- (4) 防犯、防災への協力
実効性ある万引き防止等防犯対策の実施

深夜営業時、営業時間外の防犯・青少年の非行防止対策の実施

巡回の実施

緊急通報体制の確立

災害時の避難場所等の提供、地域との連携

緊急時の物資の提供

災害等発生時におけるボランティア活動への支援

災害等発生時における業務組織の取り組み

消防団等、自主防災組織が行う活動への参加・協力

防災訓練等への参加・協力

(5) 環境対策の推進

水保全対策の実施、健全な水環境確保

ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施

環境美化対策の実施・協力「ノーレジ袋」・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル等対策の実施

廃棄物等の処理

「光害」対策の実施

省エネルギー対策の実施

(6) 交通対策の実施

交通渋滞・交通安全対策の実施・協力

車を運転しない人への配慮、公共交通への配慮(再掲)

交通整理員の配置

駐車場における安全の確保

コミュニティバス運行への協力